

農林漁業者の皆様へ！



農林漁業者の皆様と農山漁村の未来を切り拓く

6 次産業化

応援します!! 農林漁業者の6次産業化

新たに加工・販売に取り組みたい!!



6次産業化プランナー等が、新商品開発や販路開拓により、6次産業化を目指す農林漁業者の皆様をサポートします!

商品開発・マーケティングのノウハウなど専門的な知見を持つ6次産業化プランナー等が、皆様の6次産業化の取組について個別相談を実施するなど、全面的にサポートを行います。

また、計画づくりや新商品開発・販路開拓に対する支援も行います。これにより、少ない負担で様々なサポートを受けることができます。(補助率1/2、2/3以内)

**地元に加工施設や販売施設があったら
もっと農産物を売れるのに・・・**

加工・販売施設、機械等の整備に対する支援を行います!

法認定(六次産業化・地産地消法、農商工等連携法)を受けた農林漁業者団体等が事業計画を推進するために必要な、機械・設備などの整備に係る費用を支援します。(補助率1/2以内)

<農林漁業者団体への支援>

- (1) 農林水産物等の加工・流通・販売のために必要な施設
 - (2) (1)と併せて行う農林水産物の生産のために必要な施設等
- ※農商工等連携法の認定を受けた場合は(2)単独でも支援可能。

<食品産業事業者等への支援>

- (3) 食品等の加工・販売のために必要な施設等



事業化したいのだけど、 資金面で不安があるんだよね・・・



六次産業化・地産地消法の適用を受ければ、
無利子融資資金の延長等が受けられます！

施設整備等に利用できる無利子の資金として農業改良資金を借りられます(注)。六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画を作成し、認定を受けた方は償還期限の延長(10年→12年)等が受けられます。

このほか、短期運転資金(スーパーS資金)の貸付対象者となることが出来ます。(スーパーS資金の借入れにあたっては都道府県農業信用基金協会の債務保証を無担保・無保証人(本人保証は必要。)で受けることが出来ます。)

(注)別途、都道府県知事による貸付資格の認定が必要です。

6次産業化に取り組んでみたけれど、 もっと事業を拡大したい!!

農林漁業成長産業化ファンドが、
事業拡大に向けてサポートします！

農林漁業成長産業化ファンドが、六次産業化・地産地消法の認定を受けた6次産業化事業体(農林漁業者と2次・3次産業の事業者が合同で出資した企業体)に対し、用途の制約が少なく、期日ごとの返済がないなど自由度の高い資金を出資します。

また、6次産業化事業の拡大に向けて、6次産業化と一緒に取り組むパートナー企業選びや経営支援など、全面的にサポートします。



農林漁業者の悩みに親身に対応し、6次産業化プランナー等が、皆様の6次産業化の計画づくりから事業化まで一貫してサポートします。

「6次産業化」とは？

- **農山漁村**は、有形無形の豊富な資源が存在する**宝の山**です。
- 様々な「**地域資源**」を活用して、**儲かる農林水産業を実現し**、農山漁村の**雇用確保と所得向上を目指します**。

農山漁村に存在する様々な「地域資源」

- 農林水産物



- バイオマス



- 自然エネルギー



- 風景・伝統文化



「地域資源」と「産業」を結びつけ活用

6次産業化

- 農林漁業者が生産・加工・流通(販売)を一体化し、所得を増大

〔 産地ぐるみでの取組
経営の多角化、複合化
農林水産物や食品の輸出 等 〕

- 農林漁業者が2次・3次産業と連携して地域ビジネスの展開や新たな産業を創出

〔 農商工連携の推進
バイオマス・エネルギーの利用 等 〕



儲かる農林水産業を実現

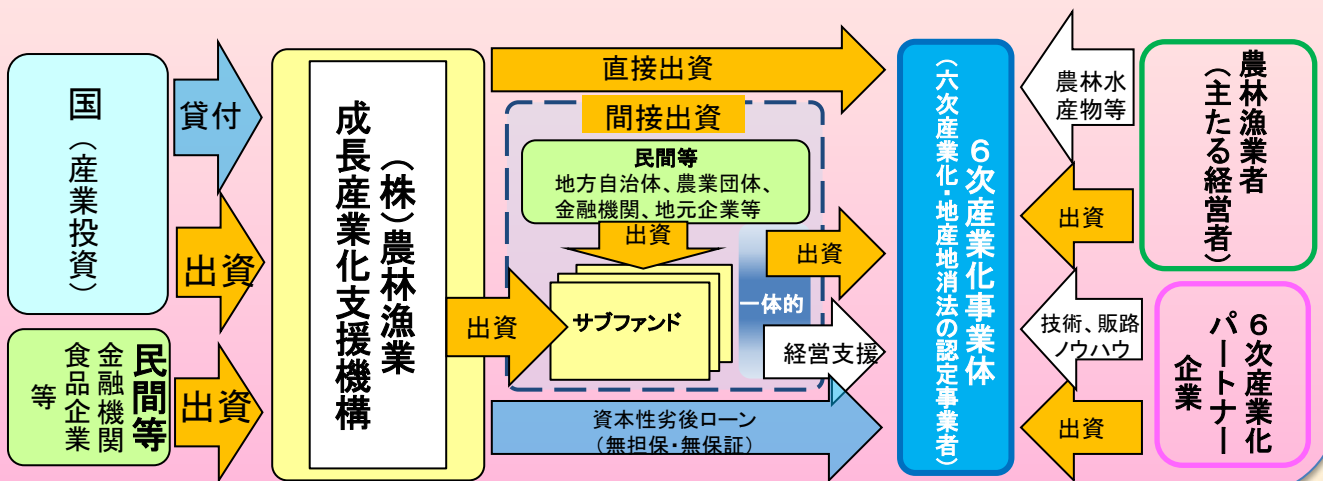
6次産業化の取組をバックアップする法律

～地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用の促進に関する法律(六次産業化・地産地消費)～

○ 農林漁業者等による農林水産物及びその副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業計画を認定し、各種資金等により支援することを通じて、6次産業化を促進することを目的とした法律です。

～株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(ファンド法)～

○ 農林漁業者が主体となる6次産業化の事業活動に対し、出融資や経営支援を通じて、農林漁業の成長産業化を促進することを目的とした法律です。



< 6次産業化の例 >

農村女性グループによる地場産野菜や果実を利用した加工品の製造

- 特産のリンゴを活用したアップルパイ、地元産野菜を使ったおやきなどの加工品を製造
- 加工品の販売により売上増を実現



「紅玉」と「サンふじ」を用いたアップルパイ



地元農産物の直売、イトインでの提供等

- 地元農産物の直売やイトインコーナーでの加工品の販売
- 農産物及びその加工品の販売により、売上増を実現
- 直売所等で数十人規模の雇用を確保



6次産業化についてお答えします。

北海道農政事務所
農政推進部経営・事業支援課

〒060-0004
北海道札幌市中央区北4条西17丁目19-6
電話番号:011-642-5485

〔担当都道府県〕
北海道

東北農政局
経営・事業支援部事業戦略課

〒980-0014
宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1
仙台合同庁舎
電話番号:022-221-6146

〔担当都道府県〕
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東農政局
経営・事業支援部事業戦略課

〒330-9722
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
電話番号:048-740-5341

〔担当都道府県〕
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

北陸農政局
経営・事業支援部事業戦略課

〒920-8566
石川県金沢市広坂2丁目2-60
金沢広坂合同庁舎
電話番号:076-232-4233

〔担当都道府県〕
新潟県、富山県、石川県、福井県

東海農政局
経営・事業支援部事業戦略課

〒460-8516
愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2
農林総合庁舎1号館
電話番号:052-746-1215

〔担当都道府県〕
岐阜県、愛知県、三重県

近畿農政局
経営・事業支援部事業戦略課

〒602-8054
京都府京都市上京区西洞院通下長者町
下ル丁子風呂町
電話番号:075-414-9024

〔担当都道府県〕
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国四国農政局
経営・事業支援部事業戦略課

〒700-8532
岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1
岡山第2合同庁舎
電話番号:086-224-9415

〔担当都道府県〕
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州農政局
経営・事業支援部事業戦略課

〒860-8527
熊本県熊本市西区春日2丁目10-1
熊本地方合同庁舎
電話番号:096-211-9319

〔担当都道府県〕
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄総合事務局
農林水産部食品・環境課

〒900-0006
沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1
那覇第2地方合同庁舎2号館
電話番号:098-866-1673

〔担当都道府県〕
沖縄県

※上記以外にも各地域センターにおいても相談を受け付けておりますので、併せて御活用ください。

■6次産業化に関する本省のお問い合わせ先:食料産業局産業連携課(TEL 03-6744-2063)

■農林漁業成長産業化ファンドに関するお問い合わせ先:

株式会社農林漁業成長産業化支援機構(TEL 03-5220-5885)

食料産業局総務課ファンド企画室(TEL 03-6744-1519)

※6次産業化に関するホームページ【<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/gjika.html>】

農林漁業成長産業化ファンドに関するホームページ【<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/fund/fund.html>】